

施設外就労 Q&A

Q-1 障害者の方を受け入れるには、障害に対する専門知識が必要ですか？

A. 施設外就労では、障害者施設の職員が常時同行する為、知識は必要ありません。今後障害者雇用を考えていて色々知りたい等あればいつでも職員にご相談下さい。

Q-2 雇用契約は必要ですか？

A. 施設との委託契約になる為、個別の雇用契約は不要です。コスト削減に繋がります。

Q-3 人材派遣と同じですか？

A. 派遣ではなく、障害者施設との請負契約になります。

Q-4 障害者の方に設備の使い方等を説明することはできないのですか？

A. 基本的には、障害者の方への指示や指導は障害者施設の職員が行います。作業を行う上で新たに使用する設備等について、施設職員の監督の下で技術的指導を行うことができます。

Q-5 障害者の方がどのような作業が出来るのかわからないのですが？

A. 契約者である施設職員と、業務内容や業務時間等について打ち合わせを行い、お互いの疑問点等について話し合いを行い、確認することが出来ます。

Q-6 障害者の方だけで行う業務がないといけませんか？

A. 施設外就労では、障害者の方個々の能力に応じた働き方をする為、特に障害者の方だけで行う業務を作る必要はありません。

Q-7 施設外就労をして頂いた障害者の方を、将来的に直接雇用する事は可能？

A. 可能です。現在国の方でも障害者の方の一般就労を積極的に進めています。

その他不明な点等あれば事業所の方までお気軽にお問合せ頂きますようよろしくお願いいたします。

(株)HAPPY ベリー

兵庫県尼崎市元浜町2丁目 38-3 ルミエール武庫川 1F

TEL06-7174-5281 E-mail happy-berry@bcc.bai.ne.jp

Honey ベリー

兵庫県西宮市津門大筒町 4-10 安田ビル7F

TEL0798-23-3356 E-mail honey-berry@bg.wakwak.com